

農業制度資金のご案内

令和7年度版

長期・低利の農業制度資金の有効活用による経営体育成



沖縄県農林水産部農政経済課

農業制度資金のご案内 ホームページ

沖縄県農業制度資金 で検索



制度資金 早見表

資金名	金利 (※目安)	融資機関	経営規模大		基盤整備		機械取得	施設整備				動植物の購入育成		経営資金	
			農地等の購入	農地等の賃貸借	農地等の小土地改良・造成	換地を伴うほ場整備やかんがい排水などの土地改良事業	農業用機械器具の取得	農舎・畜舎・ハウス・環境改善施設	公害防止施設	共同利用施設	農林水産物の加工・流通施設	観光農業施設	牛・豚・鶏等の購入・育成	果樹・花木の植栽・育成	種苗・肥料・農薬等の購入
1 経営改善関係資金	①農業近代化資金	0.95～1.80	農協系統	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	0.95～1.80	公庫	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
	③経営体育成強化資金	1.80	公庫	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
	④農業改良資金	無利子	公庫		●	●	●	●		●			●	●	●
	⑤スーパーS資金 (農業経営改善促進資金)	1.90	農協系統		●								●	●	●
2	青年等就農資金	無利子	公庫		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
3	農林漁業セーフティネット資金	0.95～1.55	公庫												
4 負債整理	農業経営負担軽減支援資金	1.80	農協系統												
	経営体育成強化資金	1.80	公庫												
	畜産リノベ資金	要問合せ	農協系統												
5 その他の資金	①沖縄農林漁業経営改善資金	要問合せ	公庫				●	●		●	●	●	●	●	●
	②おきなわブランド振興資金	要問合せ	公庫				●	●	●	●		●	●		
	③農林漁業施設資金	要問合せ	公庫				●	●	●	●					
	④農業基盤整備資金	0.95～1.80	公庫		●	●									
	⑤沖縄農林畜水産物等起業化支援資金	要問合せ	公庫												
	⑥中山間地域活性化資金	要問合せ	公庫					●		●	●				
	⑦特定農産加工資金	1.25～2.30	公庫							●					

※ 金利は令和7年5月19日現在のものであり、ほぼ毎月変動します。
 詳しくは沖縄県のホームページ(「沖縄県 農業制度資金の金利」で検索)又は各融資機関へお問い合わせください。

経営資金	被災等			負債整理		
	被災した農林漁業経営の再建	行政処分等への対応	社会的又は経済的環境変化への対応	災害復旧（施設復旧に限る）	制度資金以外の負債整理	制度資金の支払い負担軽減
新商品・新技術の研究開発又は利用				●		
					▲	▲
●						
	●	●	●			
					●	
					●	●
					●	●
				●		
				●		
●						
●						
●						

借入れ時の注意

1 ご相談はお早めに

借入に必要な書類の作成には時間がかかります。さらに融資機関へ申請後、貸付決定までに数ヶ月かかることがあります。融資が必要な時期を踏まえ、お早めに各融資機関・相談窓口へご相談ください。

2 補助事業の準備と融資相談は並行して行いましょう

補助残分の費用について借入を希望される方は、補助事業の準備段階から融資機関へご相談ください。

3 融資審査による貸付の決定について

認定農業者、その他補助事業の計画の認定等を受けたとしても、必ず制度資金を借りられるわけではありません。融資機関の審査により資金借入れができない場合があります。

4 制度資金は併用できません

同一の施設等に、2つ以上の制度資金を併用することはできません。

5 事前着工は禁止です

貸付決定前に着手した事業および完了済みの事業は、貸付対象になりません。

借入れ後の注意

1 目的外の使用は禁止です

貸付金は、当初の計画以外の目的で使用できません。

2 領収書等や帳簿を保管しましょう

支払先からは、必ず領収書を取り、返済が終了するまで大切に保管してください。また、記帳を行って帳簿を整理しましょう。

3 計画変更は融資機関へ

返済計画を途中で変更する場合は、すみやかに融資機関へ相談してください。

4 認定農業者になりましょう

認定農業者となって、自らの経営課題・改善方向を整理し、目標とする経営の実現に向けて取り組みましょう。また、継続的に再認定を行い、経営状況を定期的に見直して健全な経営に努めてください。（注：青年等就農資金を希望する場合は、認定新規就農者になりましょう。）

※ 貸付対象者、資金使途および貸付条件等の詳細については各融資機関へお問い合わせ下さい。

① 農業近代化資金 【JA・花卉農協】

貸付対象者と貸付限度額

1. 認定農業者
 - ・個人：1,800万円
 - ・法人：2億円
2. 認定新規就農者^{※1}
 - ・個人：1,800万円
3. 認定農業者以外の農業者
 - ・個人：1,800万円
 - ・法人：2億円
 - ・農業参入法人：1億5,000万円
4. 農業協同組合等^{※2}
 - ・15億円

[注意]

- ・原則事業費の80%を融資。
- ・認定農業者は事業の100%を融資。

※1 認定新規就農者とは農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する認定就農者をいう。

※2 農業協同組合とは、沖縄県農業近代化資金取扱要領第2の1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合法人等

資金の種類	資金使途	返済期間(うち据置期間)			
		認定農業者	認定新規就農者	認定農業者以外の農業者	農業協同組合等
1号資金	建築物造成・農機具等取得資金 ◇畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得(復旧は認定農業者のみ)	15年(7年) 農機具のみ 7年(2年)	17年(5年) 農機具のみ 10年(5年)	15年(3年) 農機具のみ 7年(2年)	15年(3年) 農機具のみ 10年(2年) 畜舎、果樹棚等 を含む場合 20年(3年)
2号資金	果樹等植栽育成資金 ◇果樹その他の永年性植物の植栽又は育成	15年(7年)	17年(7年)	15年(7年)	15年(7年)
3号資金	家畜等購入育成資金 ◇乳牛その他の家畜の購入又は育成	15年(7年) 家畜のみ 7年(2年)	17年(5年) 家畜のみ 10年(5年)	15年(3年) 家畜のみ 7年(2年)	15年(3年) 家畜のみ 7年(2年)
4号資金	小土地改良資金 ◇農地又は牧野の改良、造成又は復旧(復旧は認定農業者のみ) 注意：総事業費の1,800万円を超えない規模	15年(7年)	18年(5年)	15年(3年)	15年(3年)

資金の種類	資金用途	返済期間(うち据置期間)			
		認定農業者	認定新規就農者	認定農業者以外の農業者	農業協同組合等
5000資金	長期運転資金 ◇農業経営の規模拡大 ◇生産方式の合理化 ◇経営管理の合理化 ◇農業従事の態様改善等に要する資金				
	1 農地又は採草放牧地について、①～③に必要な資金 ①賃借権 ②権利金の支払い(所有権以外の使用、権利を取得する場合) ③権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払う	15年 (7年)	17年 (5年)	15年 (3年)	—
	2 農機具、運搬用機具その他について、賃借権の存続期間に対する対価の全額を一時に支払う場合に必要資金				
	3 研修をうける				
	4 品種の転換				
	5 新たな農産加工品等の調査・開発 通信・情報処理機材の取得			集落営農 組織等のみ 貸付可 15年(3年)	
	6 無形固定資産(営業権・商標権等)の 取得、研究開発費など	15年 (7年)	—	左記項目8 については 農業参入法 人も貸付可	—
	7 農業経営を法人化する、又は農業者が 法人に参加するために必要資金				
8 その他、農薬費等費用に充てるために 必要資金					
6000資金	農村環境整備資金 ◇診療施設、老人福祉施設、農村情報処理・ 通信施設、水道・下水道施設、研修施設、 地域交流施設、生活改善センター等	—	—	—	5～20年 (3年)
7000資金	大臣特認資金 1 農村における給排水施設の改良、造成又は 取得 2 農業者が居住する住宅の改良、造成又は 取得(特定の要件を備えるものに限る) 3 水田を利用した水産動物の養殖施設の 改良、造成又は取得(特定の要件を備える ものに限る)	15年 (7年)	17年 (5年)	15年 (3年)	左記項目3 のみ貸付可 15年(3年)

経営改善関係資金 (創意工夫で農業経営を発展させたい方へ)

② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 【公庫】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
農業経営改善計画の実施に必要な長期資金 ◇農地等の取得、改良等 ◇農業経営のための施設・機械等の改良、造成、取得 ◇農産物の加工処理、流通販売施設等の改良、造成、取得 ◇借地権、機械等の利用権その他無形固定資産の取得 ◇家畜購入、果樹等の新改植、育成費 ◇負債の整理、経営状況の改善を前提とした農業経営の安定に必要な長期資金（要相談）	認定農業者	25年以内 (10年以内)	個人:3億円 (特認6億円) 法人:10億円 (特認20億円[一定の場合 30億円]) ~負債整理等*の場合~ 個人:6,000万円 (特認1億2,000万円) 法人:2億円 ※安定化長期資金の内、 既往公庫農林漁業資金借 換以外に係る限度額 :上記限度額の5分の1

※市町村の策定する目標地図に位置付けられた者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者の場合、貸付から5年間無利子となることがあります（国庫補助事業の補助残部分、及び負債整理を目的とする場合は対象外）。詳しくは公庫へお問い合わせください。

③ 経営体育成強化資金（設備投資等前向きに取り組むもの） 【公庫】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
◇農地等の取得、改良等 ◇農地等（農作物の生産に供する土地）の賃借権の取得 ◇農業経営のための施設、機械等の取得又は賃借料 ◇農産物の加工処理、流通販売施設等の改良、造成、取得 ◇家畜購入、果樹等の新改植、育成費	農業を営む個人・ 法人 認定新規就農者 目標地図に位置付 けられた者等	25年以内 (3年以内*) ※果樹等の新改 植等は10年以 内、認定就農計 画に基づく農地 等の取得は5年 以内	個人:1億5,000万円 法人:5億円 ※所要資金の8割以内

④ 農業改良資金（無利子の資金でああなたのチャレンジを応援します） 【公庫】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
・ 新たな農業部門、加工業の経営を開始するために必要な資金 ・ 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式、販売方法を導入するために必要な資金 ◇施設(農機具等含む)の改良、造成又は取得 ◇永年性植物の植栽又は育成費 ◇家畜の購入又は育成費 ◇農地等の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備 ◇地代、営農用施設、機械リース、レンタル料 ◇生産技術又は経営方法を取得するための研修費 ◇品種の転換 ◇農畜産物の需要開拓のための調査、開発、情報処理 機材等の取得など	六次産業化法 認定者 みどりの食料シス テム法の認定を 受けた農業者等	12年以内 (3年以内)	個人:5,000万円 法人:1億5,000万円

⑤ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金） 【JA】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間	貸 付 限 度 額
農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金 ◇種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ◇小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 ◇生産技術、経営管理技術の修得費 ◇肉用畜畜、中小家畜等の購入費 ◇営農用施設、機械の修繕費 ◇地代(賃借料)、営農用施設、機械リース、レンタル料 ◇市場開拓費、販売促進費等	認定農業者	1年以内	個人:500万円 (畜産又は施設園芸: 2,000万円) 法人:2,000万円 (畜産又は施設園芸: 8,000万円) ※極度貸付方式

青年等就農資金 【公庫】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
1.農地等の改良や造成 2.農業経営のための施設や機械等の取得 3.農産物の加工処理・流通販売のための施設、観光農業施設等の取得 4.創立費又は開業費その他の繰延資産の取得 5.家畜の購入・育成費、果樹等の新改植費・育成費、農地等の賃借料、機械・施設のリース料、農薬費等、その他青年等就農計画期間中に必要となる初期的経営費用 6.法人成りに必要な登記費用 ※農地の購入費用は対象となりません。 農地の購入を希望される認定新規就農者の方は、「経営体育成強化資金」をご検討ください。	新たに農業経営を営もうとする青年等※ であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者(認定新規就農者) ※以下の者が役員の過半を占める法人 ・青年(18歳以上45歳未満) ・知識・技能を有する者(65歳未満) ※農業経営を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者を除く。	17年以内 (5年以内)	3,700万円 (特認:1億円)

新規に農業を始めたい場合

農林漁業セーフティネット資金 【公庫】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
●農林漁業経営の再建・経営維持安定に必要な資金 ◇災害により被害を受けた場合 ◇行政処分(豚熱、鳥インフル等による殺処分・移動制限等)により経済的損失を受けた場合 (農林漁業者の責めに帰すことができない事由に限る) ◇社会的環境の変化等により経済的損失を受けた場合	1.認定農業者 2.農林漁業に係る所得が総所得の過半を占める、又は農業粗収益が、200万円以上の個人 農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占める、又は1,000万円以上の法人 3.目標地図に位置付けられた者 4.認定新規就農者、農業経営開始後3年以内の者 5.家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 6.法人格を有しない任意団体で農業を営む者 (一定の要件を満たすことが必要)	15年以内 (3年以内)	600万円※ ¹ 【特認※ ² 】 いずれか低い額 ・年間経営費の6/12 ・粗収益の6/12

災害 社会的・経済的環境の変化等に対応

※1 ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者については限度額の引き上げが認められる場合があります。(令和8年3月31日までの間に貸付の決定を行ったものに限る。)

※2 特認の条件について、簿記記帳を行っている者で、経営の規模等から貸付限度額の引き上げが必要と認められる場合。

① 農業経営負担軽減支援資金 【JA・花卉農協】

資金使途	貸付対象者	返済期間 (うち据置期間)	貸付限度額
営農負債の借換資金 (農業制度資金⇒既往貸付金利5.0%以下は対象外)	1~4のすべてを満たす農業者で、経営診断を受けた農業生産者 1. 農業経営改善に取り組む意欲と能力を有する 2. 60歳未満のもので、主に農業に従事(60歳以上⇒後継者が農業に従事) 3. 農業所得が、総所得の過半を占める 4. 現に約定償還金の一部の返済が可能	10年以内 (3年以内) 特認:15年以内 (3年以内)	営農負債の額 (購入未払金等 経済債権 ⇒証書化が必要)

② 経営体育成強化資金 【公庫】

資金使途	貸付対象者	返済期間 (うち据置期間)	貸付限度額
◇再建整備資金 制度資金を除く負債整理等 ◇償還円滑化資金 制度資金等に係る支払の負担軽減	1. 農業を営むものであり、農業所得が総所得の過半を占めるまたは農業粗収益が 個人:200万円以上 法人:売上高1,000万円以上 個人で60歳以上の場合、後継者が農業に従事している等 2. 認定新規就農者 3. 目標地図に位置付けられた者 4. 家族農業経営における経営主以外の農業を営む者	25年以内 (3年以内)	◇再建整備資金 ◆個人:1,000~2,500万円 ◆法人:4,000万円 ◇償還円滑化資金 5年間(特認10年間)に支払う既往借入金の各年の支払金の合計額

③ 畜産リノベ資金 【JA】

資金使途	貸付対象者	返済期間 (うち据置期間)	貸付限度額
大家畜・養豚特別支援資金 ◇経営改善資金 毎年の約定償還額(元本+利息)のうち、償還が困難なものを借換えるのに必要な資金 ◇経営継承資金 後継者が親等から経営を継承する場合、必要な範囲で負債を一括して借換えるのに必要な資金	既往借入金の償還が困難となっている畜産経営体 ◇経営継承資金 ⇒後継者によって当該経営が図られることが要件	◇経営改善資金 大家畜 一般 15年以内(3年以内) 特認 25年以内(5年以内) 養豚 一般 7年以内(3年以内) 特認 15年以内(5年以内) ◇経営継承資金 大家畜 25年以内(5年以内) 養豚 15年以内(5年以内)	個々の経営体の経営改善計画の内容に応じて設定

※既に延滞等が発生している場合は融資を受けることができません。
 詳細は各融資機関へお問い合わせください。

負債整理関係資金 (農業負債の返済に支障を来している方へ)

その他の資金（主な農林漁業資金）

① 沖縄農林漁業経営改善資金（マル沖資金）【公庫】

資金使途	貸付対象者	返済期間 (うち据置期間)	貸付限度額
●「沖縄農林漁業経営改善資金実施要綱」に定める経営改善計画に基づいて行う事業に必要な資金 ◇農舎、畜舎、農機具等の取得、造成 ◇素畜導入、果樹、花木等の新植・改植 他	農業を営む個人、法人等	25年以内 (10年以内)	次のいずれか低い額 ◆所要資金の8割 ◆個人:1,500万円 (特認:3,000万円) 法人:6,000万円 (特認:1億6,000万円)

② おきなわブランド振興資金【公庫】

資金使途	貸付対象者	返済期間 (うち据置期間)	貸付限度額
●県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林畜水産物(戦略品目)について、その競争力を強化する事業に必要な資金 1.農林水産物の競争力強化に必要となる次のもの イ 果樹の植栽又は育成 ロ 花き又は薬用作物の定植又は育成 ハ 家畜の購入又は、育成 ニ イ～ハに掲げるもののほか、農林水産物の生産・加工等に必要となる費用の支出 2. 指定農林漁業施設の改良、造成又は取得 3. 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得 4. 農林水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得 5. 農林水産物又はその加工品の流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得	●主務大臣が指定した拠点産地の戦略品目に関わる以下の者 イ 農林漁業を営む者 ロ 農林水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を営む者 ハ 農林水産物又はその加工品の流通又は販売の事業を営む者	15年以内 (3年以内)	○貸付対象イ 資金使途1 4,800万円 資金使途2～5 7,200万円 ○貸付対象ロ、ハ 所要資金の8割

③ 農林漁業施設資金【公庫】

資金使途	貸付対象者	返済期間 (うち据置期間)	貸付限度額
●共同利用施設 農業施設、畜産施設、蚕糸施設、電気導入施設等 ●主務大臣指定施設 特別振興事業に係る施設、農業施設等	●共同利用施設 農業協同組合、5割法人・団体等 ●主務大臣指定施設 ・新技術導入を行い先進的経営を目指す者 ・自然災害により農業施設に被害を受けた者 など	●共同利用施設 20年以内 (3年以内) ●主務大臣指定施設 15年以内 (3年以内)	所要資金の8割

④ 農業基盤整備資金【公庫】

資金使途	貸付対象者	返済期間 (うち据置期間)	貸付限度額
◇かんがい排水、ほ場整備、牧野等の造成・改良 ◇農業集落排水施設等の新設・改良 ◇災害復旧	土地改良区、同連合会、農業協同組合、農業を営む者、5割法人・団体	25年以内 (10年以内)	当該年度の所要資金

⑤ 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金 【公庫】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
◇農林畜水産物等を用いた製品開発又は品種改良	起業化を目指して農林畜水産物等に係る研究開発を行う者	8年以内 (5年以内)	4,800万円

⑥ 中山間地域活性化資金 【公庫】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
<p>●加工流通施設 次の事業に必要な施設の改良、造成、取得等 ◇新商品又は新技術の研究開発又は利用 ◇新たな需要創出、拡大、展示販売施設等</p> <p>●保健機能増進施設 ◇農地、森林等農林漁業資源を利用した保健機能増進施設の改良、造成、取得又は特別の費用支出、権利取得等</p> <p>●生産環境施設 中山間地域内で、農林漁業生産環境施設の改良、造成又は取得 ◇多目的研修施設、生活安全保護施設 ◇農林漁業活動管理休養施設 ◇農林漁業従事者健康増進施設 ◇農林漁業集落総合施設等</p>	<p>●加工流通施設 ○中山間地域で生産される農林畜産物を使用して、製造又は加工の事業を営む者 ○中山間地域で生産される農林畜産物又は加工品の集荷、販売、提供の事業を営む者</p> <p>●保健機能増進施設 ○中山間地域内において、農地、森林等、農林漁業資源を利用、公衆の保健の用に供するための施設を設置する者</p> <p>●生産環境施設 ○農林漁業を営む者の組織する法人 ○農林漁業振興法人</p>	<p>加工流通施設 保健機能増進施設 10年超15年以内 (3年以内)</p> <p>生産環境施設 25年以内 (8年以内)</p>	所要資金の 8割

⑦ 特定農産加工資金 【公庫】

資 金 使 途	貸 付 対 象 者	返 済 期 間 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
<p>●特定農産加工業経営改善等臨時措置法に定める承認計画に基づき行う事業に必要な施設の改良、造成又は取得、特別の費用の支出、権利の取得等</p> <p>◇承認経営改善計画・承認事業提携計画に基づく事業 新商品又は新技術の研究開発又は利用 他</p> <p>◇承認調達安定計画に基づく事業 原材料の調達先の変更、代替原材料の使用 他</p>	<p>●経営改善計画・事業提携計画の承認を受けた者 ○特定農産加工業者（※1） ○関連農産加工業者（※2） ○特定農産加工業者又は関連農産加工業を営むものを構成員とする事業協同組合等</p> <p>●調達安定計画の承認を受けた者 ○特定農産加工業者（※3） ○特定農産加工業を営むものを構成員とする事業協同組合等</p>	10年超25年以内 (3年以内)	所要資金の 8割

※1 特定農産加工業 … かんきつ・非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにやく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでんぷん・ばれいしょでんぷん製造業、砂糖製造業、米・麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉・豚肉調整品製造業、菓子製造業*。
(※チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る)

※2 関連農産加工業 … 果実加工食品製造業、こんにやく製品製造業、甘しょ・ばれいしょ加工食品製造業、米菓子・みそ*・しょうゆ・めん*・パン・せんべい*製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調整品製造業をいう。(※の業種には原材料等の制限あり)

※3 特定農産加工業(調達安定計画)…小麦又は大豆(一次加工品を含む)を原材料として使用する食品製造業。

